

災害時の交通規制について

■ 緊急交通路の指定について

大きな地震などの自然災害が発生した場合には、災害対策基本法に基づき、人命救助や物資輸送等を行う緊急通行車両等（緊急自動車、自衛隊車両、緊急物資の運搬車両等）の通行を確保するため、高速道路や自動車専用道路等が緊急交通路として指定されます。

緊急交通路では、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止・制限されます。

■ 規制の方法

緊急交通路では交通規制を確実なものにするために、交通検問所に下記の標示を設置して行います。

なお、緊急の場合には、警察官の現場の指示で規制を行います。

■ 緊急交通路の通行

緊急交通路を通行できるのは、以下の緊急通行車両及び規制除外車両に限られます。

○ 緊急通行車両

・緊急自動車：パトカー、消防車、救急車等

・災害応急対策に使用される車両：災害対策基本法に規定する指定機関が保有する車両及び同機関との契約等により、災害応急対策に使用する計画がある車両・・・緊急通行車両確認標章を掲示し、緊急通行車両確認証明書を備え付けていることが通行の条件です。

○ 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会が規制の対象から除く車両・・・緊急通行車両確認標章を掲示し、規制除外車両確認証明書を備え付けていることが通行の条件です。



標示



交通検問所



確認標章

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
公安委員会 警察署長		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
氏名		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
規制除外車両確認証明書		
長岡県公安委員会		
番号欄に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	() 局 番
氏名		
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 用途の表示は、国土交通省令第100号による。

規制除外車両確認証明書



防災

緊急通行車両等の事前届出制度



(1) 緊急通行車両の事前届出

発災時は、警察官による緊急通行車両の確認審査が実施されますが、審査に時間を要することが予想されることから、平素に關係書類を添付の上、警察署又は警察本部（以下「警察署等」という。）に申請して、事前に審査を受け、発災時は他に優先して簡易な手続のみを行ない、その便宜を図ることを目的とした制度です。

事前届出を申請したときは、警察署等において緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けることになります。

(2) 交通規制の対象から除外する車両（規制除外車両）の事前届出

規制除外車両も緊急通行車両と同様の手続となります。

(3) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認申請

発災時は、申請者が既に交付されている緊急通行車両届出済証又は規制除外車両届出済証を警察署等又は交通検問所で提示し、証明書及び除外証明書に必要事項を記載することで確認申請手続は終了し、確認標章及び緊急通行車両確認証明書、規制除外車両確認証明書の交付を受け、事前届出を行っていない者からの申請に優先して手続を受けることができます。

～緊急通行車両の事前届出～

申請者

業務の実施について責任を有する者（代表者を含む）

申請場所

各警察署交通課（届出をしようとする自動車の使用の本拠を管轄する警察署）
警察本部交通規制課

受付時間

月曜日～金曜日（午前9時～午後5時45分）（閉庁日を除く）

提出書類

緊急通行車両等事前届出書及び自動車検査証の写し
添付資料（業務内容を疎明する書類、指定行政機関等の上申書や契約書等）

～発災時の緊急通行車両の確認申請～

申請場所

各警察署、警察本部、交通検問所
（ただし事前届出を行っていない場合、警察署でのみ受け付ける。）

提出書類

緊急通行車両確認申請書
緊急通行車両等事前届出済証（事前届出の際に交付された書類）

交付書類

確認標章、緊急通行車両確認証明書

～規制除外車両の事前届出～

申請者

業務の実施について責任を有する者(代表者を含む)

申請場所

各警察署交通課(届出を使用とする自動車の使用の本拠を管轄する警察署)
警察本部交通規制課

受付時間

月曜日～金曜日(午前9時～午後5時45分)(閉庁日を除く)

提出書類

規制除外車両事前届出書及び自動車検査証の写し
添付資料

～発災時の規制除外車両の確認申請～

申請場所

各警察署、警察本部、交通検問所
(ただし事前届出を行っていない場合、警察署でのみ受け付ける。)

提出書類

規制除外車両確認申請書
規制除外車両事前届出済証(事前届出の際に交付された書類)

交付書類

確認標章、規制除外車両確認証明書

～その他～

届出済証の返納等

届出の車両が廃車となったときや緊急通行車両及び規制除外車両として必要性がなくなったときは、届出済証を速やかに返納して下さい。

問い合わせ先

長崎県警察本部交通規制課 095-820-0110
最寄りの警察署(交通課)